

## 豊中市学校プールを活用した水と親しむ事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小学校及び義務教育学校（以下「実施校」という。）に設置されているプール（以下「学校プール」という。）を活用し、子どもたちの居場所となる活動場所を提供する事業（豊中市学校プールを活用した水と親しむ事業。以下「本事業」という。）の実施方法について定めることにより、子どもたちの健やかな育ちの支援を目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市教育委員会とする。

### (対象児童)

第3条 本事業の対象は、本事業を実施する実施校に通学し、又は当該実施校区に在住する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童とする。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施校において、夏季休業中における児童の安全・安心な活動拠点として、学校プールを開放する。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な活動を行う。

### (実施校の指定)

第5条 実施校は、学校の施設の状況等を考慮して教育長が指定する。

### (実施場所の指定)

第6条 実施校における事業の実施場所は、学校プール及び付帯設備(更衣室、シャワー等)とする。

### (実施期間及び実施時間)

第7条 本事業の実施期間及び実施時間は、教育長が別に定める。

### (監視員等の配置)

第8条 本事業の実施にあたって、教育長は監視員等を実施校に配置するものとする。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。